

名護市総合交通ターミナル実現化検討調査業務委託

仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、発注者である名護市（以下「甲」という。）が請負業者（以下「乙」という。）に発注する「名護市総合交通ターミナル実現化検討調査業務委託」に適用する。

(業務名)

第2条 名護市総合交通ターミナル実現化検討調査業務委託

(業務場所)

第3条 本業務の業務場所は、名護市城地内とする。

(履行期間)

第4条 本業務の履行期間は、契約締結日～令和6年3月15日（金）とする。

(業務の目的)

第5条 名護市では、「名護湾沿岸（名護漁港周辺エリア）実施計画」に基づき、「誰もがなごやかに過ごせる、「あけみおのまち・名護」の拠点」として、拠点性を高めるため、交通結節機能とともに観光物産、情報発信、駐車、防災、広場等が複合した総合交通ターミナルの整備を進めていくこととしている。

本業務は、コミュニティバスや高速バス、路線バス、タクシー、高速船、カーシェア、シェアサイクルなど多様なモビリティの乗り換えに対応可能で、かつ、将来の鉄軌道終着駅も含めたターミナル機能を持ち、併せて名護漁港で水揚げされる海の幸が楽しめる飲食施設や商業施設等を含めた総合交通ターミナルの整備の実現化に向けた調査を行う。

(法令等の遵守)

第6条 本業務は、当該仕様書に定めるもののほか、次の各号に掲げる関係法令等に即して業務を遂行しなければならない。

- (1) 契約書
- (2) 名護湾沿岸（名護漁港周辺エリア）実施計画（令和3年度策定）
- (3) 名護市地域公共交通計画（令和3年度策定）
- (4) 名護市総合交通ターミナル整備基本計画（令和4年度策定）
- (5) 第2次名護市都市計画マスタープラン（令和4年度策定）

- (6) 名護市条例
- (7) その他関係法令 等

(書類の提出)

第7条 本業務の履行にあたっては、乙は次の各号に掲げる書類を遅滞なく提出しなければならない。

- (1) 着手時 : 着手届、工程表、業務計画書、管理技術者通知書
- (2) 完了時 : 完了報告書、納品書、業務成果引渡書、成果品

(協議及び協議解決)

第8条 本業務が円滑に実施されるよう、業務の進捗状況や業務内容に関する打合せを適宜実施し、十分な連絡調整を図るものとする。また、本業務の実施に際して疑義が生じた場合は、甲乙協議するものとする。

(業務計画)

第9条 乙は、あらかじめ業務に必要な業務計画書を作成し甲と協議しなければならない。

(成果品の検査)

第10条 乙は、本仕様書等に定められた業務を行い、成果品の検査に合格したときに業務は完了するものとするが、業務完了後において誤りを発見したときは、直ちにこれを訂正するものとし、これに対する経費は乙の負担とする。

(乙の責務)

第11条 乙は、当該業務を履行するにあたり、第5条及び次の各号に掲げる事を遵守するものとする。なお、調査にあたっては最新のデータを活用し、必要に応じて複数年のデータを用いるものとする。

- (1) 乙は、誠実を旨として業務にあたらなければならない。
- (2) 乙は、本業務により知り得た事項について、非公開とするべきものについては、非公開を厳守し、また甲の承諾を得ないで他の目的に利用してはならない。
- (3) 本業務中に、地元住民や権利者等から業務に関して、異議があった場合、速やかに甲と協議しなければならない。
- (4) 乙は、本業務の実施にあたり技術上の管理を行う管理技術者を定め、業務全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (5) 乙は、業務のために必要な関係官庁の手続きとその他関係者に対して、常に密な連絡を取ると共に十分な協議を行い、円滑な業務の進捗を期さなければならない。
- (6) 乙は契約遂行に必要な関係資料の貸与を申し出ることができる。

第2章 業務内容

(業務内容)

第12条 業務内容は、概ね次のとおりとするが、乙の提案内容に基づき、甲と乙との協議により業務内容を決定する。

(1) 名護市総合交通ターミナル整備基本計画を踏まえた検討の深度化

昨年度策定した名護市総合交通ターミナル整備基本計画を踏まえた検討の深度化を行う。特に、下記の3項目の観点を踏まえること

(ア) バスタを核とした公共交通のあり方検討

整備予定地へのアクセス性向上と市内の回遊促進に向けた公共交通のあり方について検討を深める。

(イ) 広域的な交通拠点としての機能検討

沖縄本島北部及び中南部との幹線交通の拠点としてのあり方とその機能性について検討を深める。

(ウ) エリアの魅力向上に向けた機能検討

総合交通ターミナルから連続したウォークブルストリートの創出、エリアの魅力向上に向けて、必要な検討を行う。

(2) 人流等のデータを用いた分析及びヒアリングの実施

人流データ等を用いて名護市総合交通ターミナルや市街地再開発に係る現状の把握及びデータ分析を行うとともに公共交通利用者へヒアリング調査を実施し、今後のターミナル整備や中心市街地の活性化に向けた施策立案の基礎資料として取りまとめる。人流データについては、総合交通ターミナルの整備及び市街地再開発に考慮した現状値から将来予測シミュレーションを行い、経済波及効果の算出を行うこと。

(3) バスタを活用した観光マーケティング手法の検討

観光客のレンタカー利用が多い沖縄県において、北部の観光の拠点として果たすべき総合交通ターミナルの役割を整理するとともに、バスタを活用した観光マーケティングの検討を行う。

(4) 住民ワークショップによる住民ニーズの抽出及び機運醸成

総合交通ターミナルに求める住民ニーズをより具体的に把握・分析するために住民ワークショップ等（6回開催予定）を企画・実施する。

(5) 総合交通ターミナル整備による多面的効果の洗い出し

上記(1)～(4)の検討結果を踏まえて、総合交通ターミナルの整備効果(案)を整理するとともに、成果指標(案)を検討する。

(6) 事例調査

先進的な事例の既存資料の収集や県外視察を行い、調査の参考とする。県外視察については、(9)の推進協議会及び検討部会の委員6名程度を同行させることとし、事例調査に係る費用(日当等含む)は本業務に含まれることとする。

(7) 関係者との調整及び合意形成の支援

総合交通ターミナルの事業推進にあたっては、地域の関係者、交通事業者、各施設管理者をはじめ、様々な関係主体・関係機関等の理解と協力が不可欠である。ターミナル整備の実現に向け、様々な関係主体・関係機関との意見交換を実施し、合意形成を図るための支援を行う。

(8) 将来予想図の作成と事業化計画の検討

総合交通ターミナル及び周辺市街地の将来予想図を作成するとともに、事業化に向けたスケジュールや事業手法について、検討を深める。

(9) (仮称)総合交通ターミナル周辺まちづくり推進協議会及び(仮称)名護市総合交通ターミナル検討部会の運営支援

本業務の実施にあたり、(仮称)総合交通ターミナル周辺まちづくり推進協議会(2回開催予定)及び(仮称)名護市総合交通ターミナル検討部会(2回開催予定)並びにその他会議の運営を支援する。各種会議の運営支援は、次の事項を具体的な業務内容とする。

- ① 会議資料の作成及び印刷
- ② 会議の支援
- ③ 会議議事録の作成

上記のほか、会議の運営に必要な事項

(留意事項)

第13条 本業務の実施に当たっては、受注者のこれまでの経験に基づく知識や組織力を十分に活用し、全国の情報や事例を広く収集し、実現性の高い具体的な施策を提案する。また、乙は第12条に記載した各業務内容を適切かつ円滑に実施するために、令和4年度に策定した名護市総合交通ターミナル整備基本計画をより実現化に向けての協議・調整を始め、関係各課や関係機関、地元と十分な協議・調整等を行うものとする。

第3章 成果品

(納入成果品)

第14条 本業務において提出する成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 調査報告書10部、業務完了報告書2部
- (2) 上記成果物に係る電子媒体（PDF及びWord形式）
- (3) 集計データ等の成果物
- (4) 打合せ記録簿
- (5) 上記ドキュメントを保存したCD又はDVD
- (6) その他甲が指示する資料等

(納品方法)

第15条 契約期間内に、第14条納入成果品に定める成果品を提出すること。

第4章 その他

(その他留意事項)

第16条 第1章から第3章に定めるもののほか、以下の各号に定める内容に留意し、円滑に本業務を行うこと。

- (1) 本業務の遂行にあたり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (2) 当委託業務に係る全ての成果物の著作権（著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む）は、甲に帰属するものとする。
受託者は、当業務の実施のために必要な、乙が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう書面により確認しなければならない。特に書面で報告が無い場合は、受託者は問題がないことと認識し、以後何らかの問題が発生した場合は受託者の責任により対処すること。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、乙は甲と協議すること。